

南丹市
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
(最終案)

令和3年3月

南丹市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格及び位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況.....	6
1 総人口の推移.....	6
2 身体障がいのある人の状況.....	7
3 知的障がいのある人の状況.....	9
4 精神障がいのある人の状況.....	10
5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移.....	11
6 難病患者数の推移.....	12
7 アンケート調査の概要.....	13
8 関係団体アンケート調査の概要.....	20
第3章 計画の基本方針.....	22
1 計画の基本理念.....	22
2 成果目標の設定.....	23
3 活動指標.....	32
4 障がいのある子どもへの支援.....	56
第4章 計画の推進に向けて.....	61
1 市民・事業者・地域等との協働の推進.....	61
2 障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施.....	61
3 計画の達成状況の点検及び評価.....	61
資料編.....	63
1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿.....	63
2 計画策定経過.....	64

● 「障がい」の表記について

1 本市における「障がい者」の表記について

本市においては、2006年（平成18年）11月17日に開催された「第1回南丹市身体障害者福祉大会」において、「障がい者」の表記についての提言がなされ、「障がい者」に対してより不快感を与えないよう、「害」を「がい」とひらがなで表記するよう改めるものとなりました。

◆ 第1回南丹市身体障害者福祉大会の資料より ◆

「障がい者」の表記について

「障害者の害の字が不快感を与えて好ましくない」という提言が全国的に広がっています。

一般的に「障がい者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故等に起因するものであることから、その人を表すとき“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。

このような理由から、南丹市身体障害者福祉会が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることに取り組んでいきます。

2 表記の基準

(1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。
対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

例：障害者 ⇒ 障がい者、身体障害 ⇒ 身体障がい、障害物 ⇒ 障害物 等

(2) 国の法令や地方公共団体の条例等、法人・団体名等、

固有名詞による表記

名称、固有名詞等は、変更せずに表記します。

例：身体障害者手帳、障害福祉サービス等

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

国においては、様々な障害者施策が推進されており、障がい者に関わる多くの法や制度の改正が行われています。中でも、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、制度の谷間のない支援提供の実施や、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が定められ、障害者施策は大きな転換期を迎えました。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年）の施行、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」（平成25年）の施行、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法」（平成28年）の公布、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法」（平成26年）の施行、「成年後見制度の促進に関する法律」（平成28年）の施行等が行われ、昨年においても「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法」（令和元年）の施行、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）の施行等が行われ、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための法改正がなされています。

さらに、平成28年6月に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」では、市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられる等、障がい者を取り巻く環境は刻々と変化している状況です。

(2) 本市の計画策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に「南丹市障害者計画」を策定し、『障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市』を基本理念として、各種障害者施策を進めてきています。

そして、平成30年3月に策定した「南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が令和2年度に計画期間が満了となることから、「南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

(1) 計画の性格

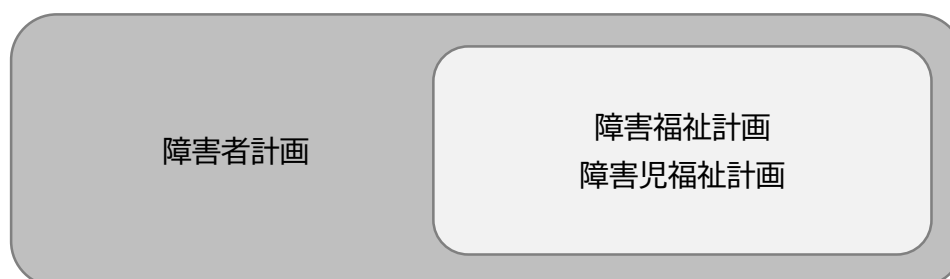
「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」との関係】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や提供体制確保等について定める	障害児通所支援等の必要量や提供体制確保等について定める

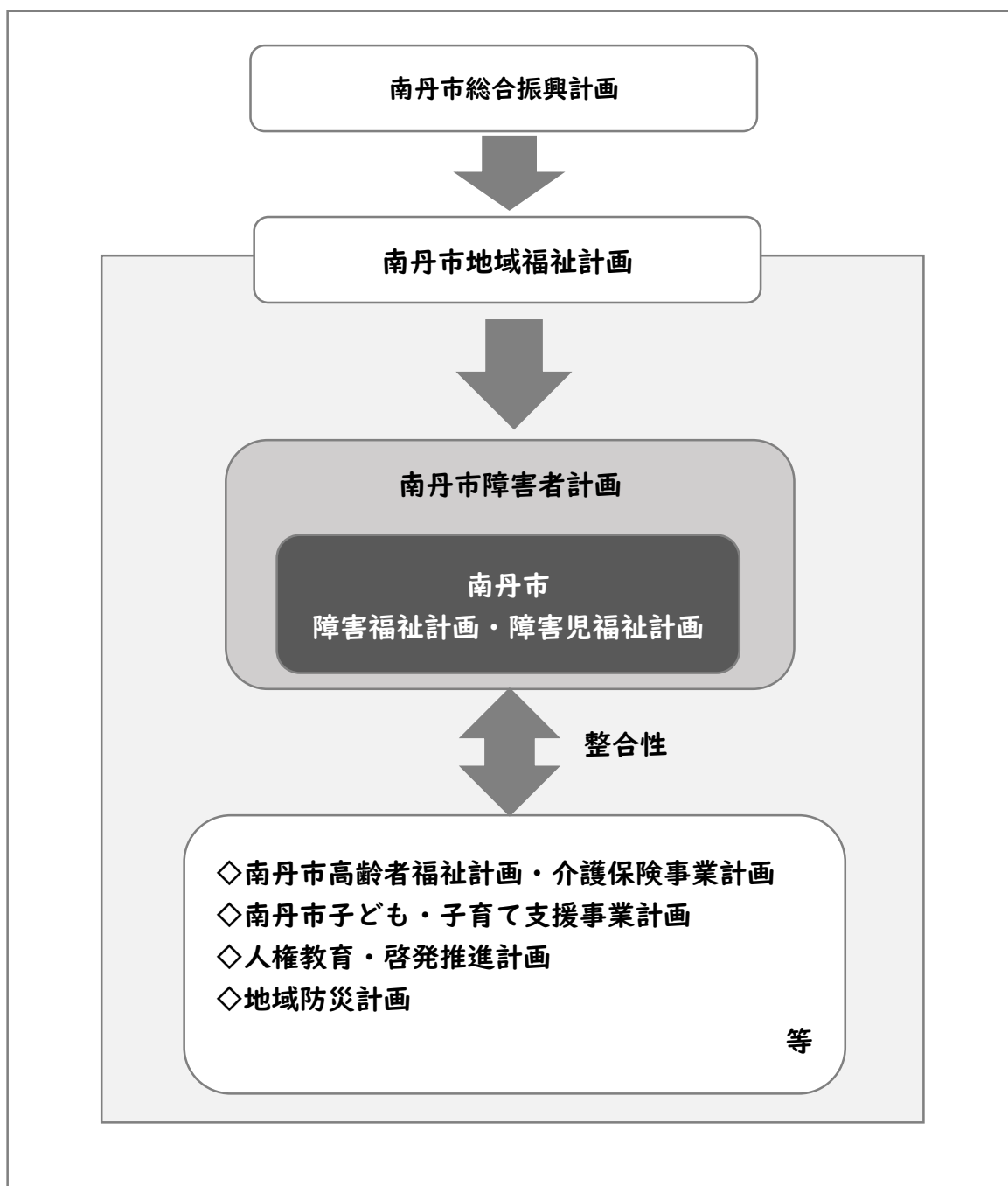


(2) 計画の位置づけ

南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、まちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

その推進にあたっては、「南丹市障害者計画」をはじめとし、「南丹市地域福祉計画」「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「南丹市子ども・子育て支援事業計画」等、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

「南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年から令和5年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図ります。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023

南丹市障害者計画	南丹市障害者計画
----------	----------

第3期障害福祉計画	第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画
-----------	-----------	-------------------------	-------------------------

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

(1) 地域自立支援協議会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障害福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進等に向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を進めるため、令和2年9月から10月にかけて「障がいのある人の福祉に関するアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) 関係団体等アンケート調査の実施

上記(2)のアンケート調査に加え、障害者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、令和2年9月から10月にかけて「南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に係る関係団体等アンケート調査」を実施し、関係団体等の意見聴取を行いました。

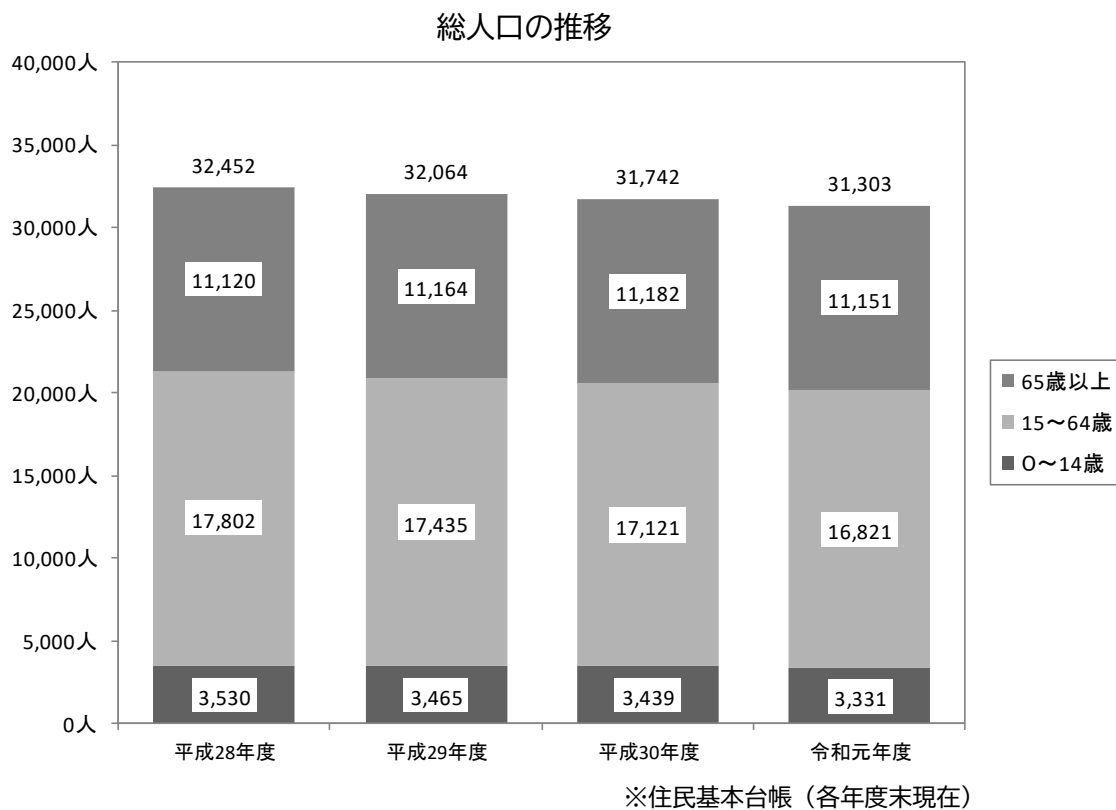
(4) 市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、令和3年1月に計画素案に対する「パブリックコメント(住民意見の募集)」を実施し、市民意見の聴取を行いました。

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

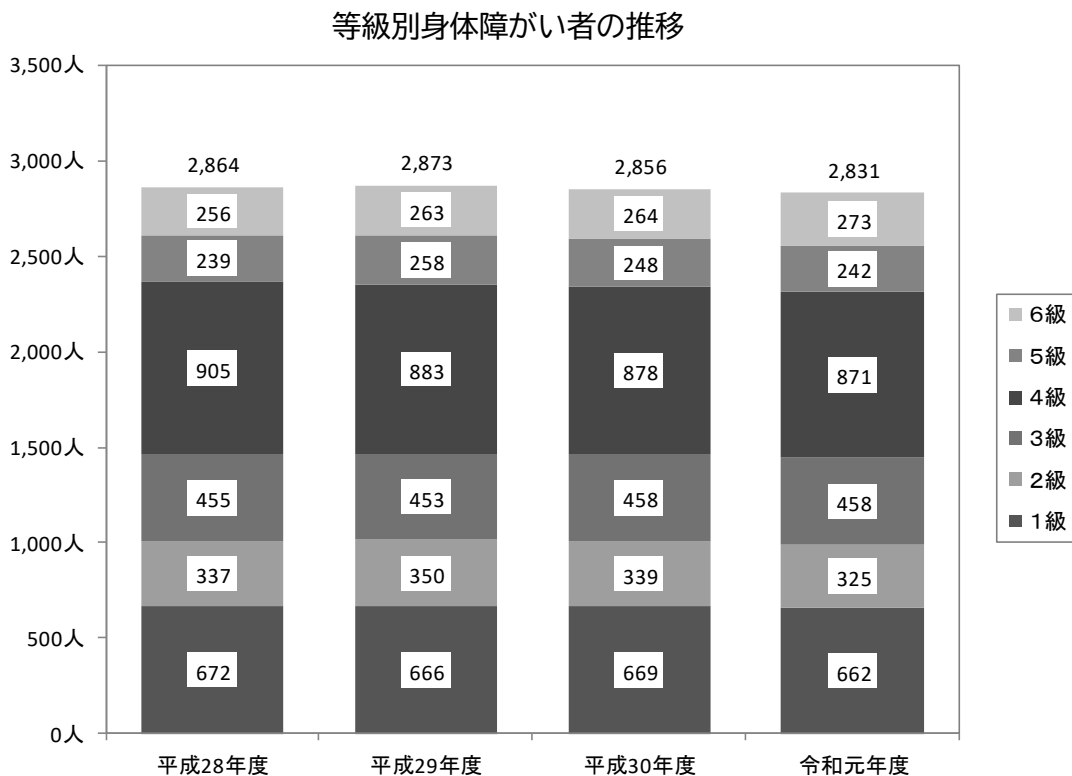
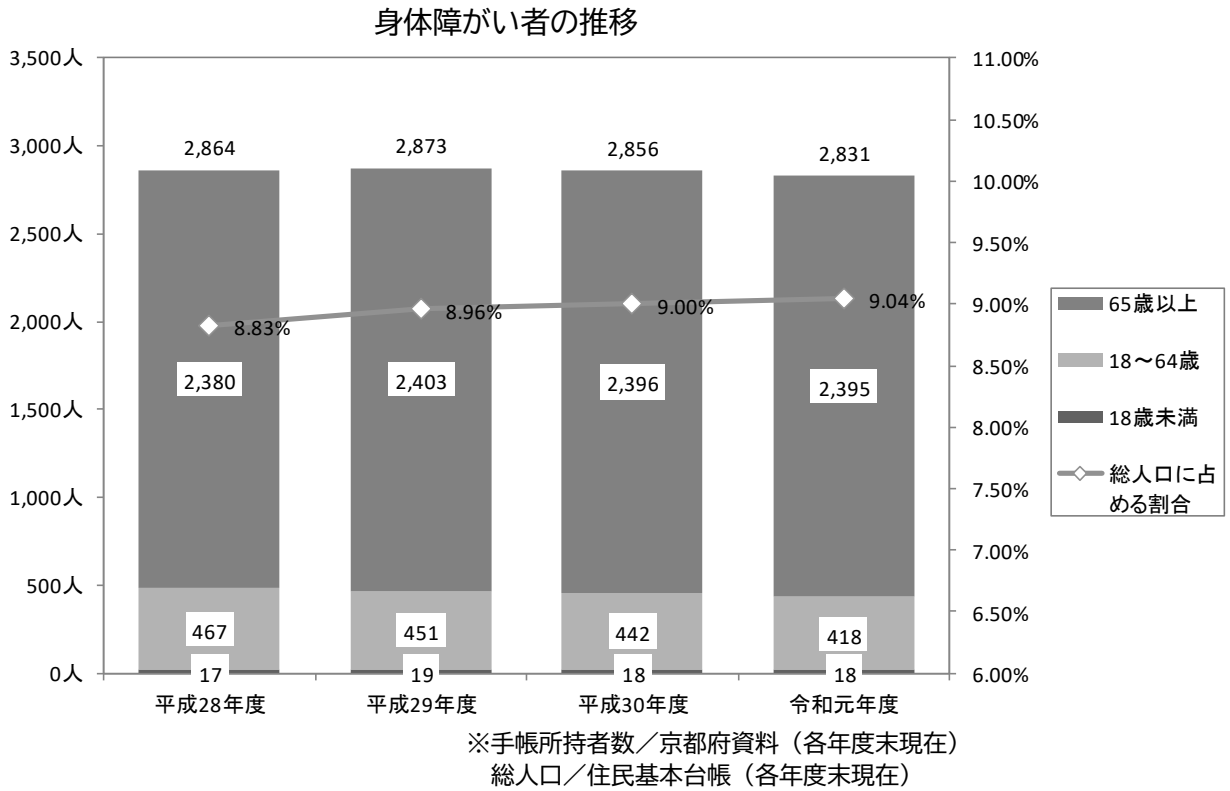
1 総人口の推移

平成28年度からの総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和元年度には31,303人となっています。

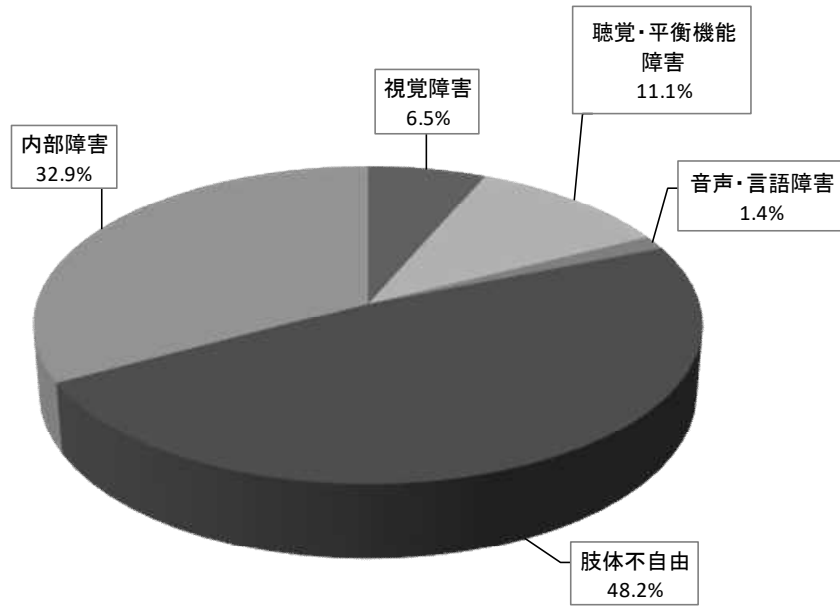


2 身体障がいのある人の状況

平成28年度からの身体障がい者の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度には2,831人となっています。

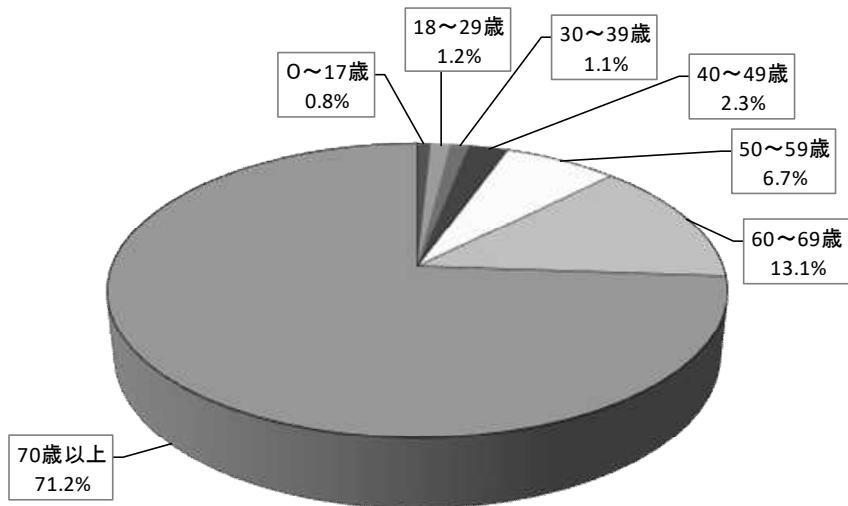


身体障がい者の障がい種類別割合



※京都府資料（令和元年度末現在）

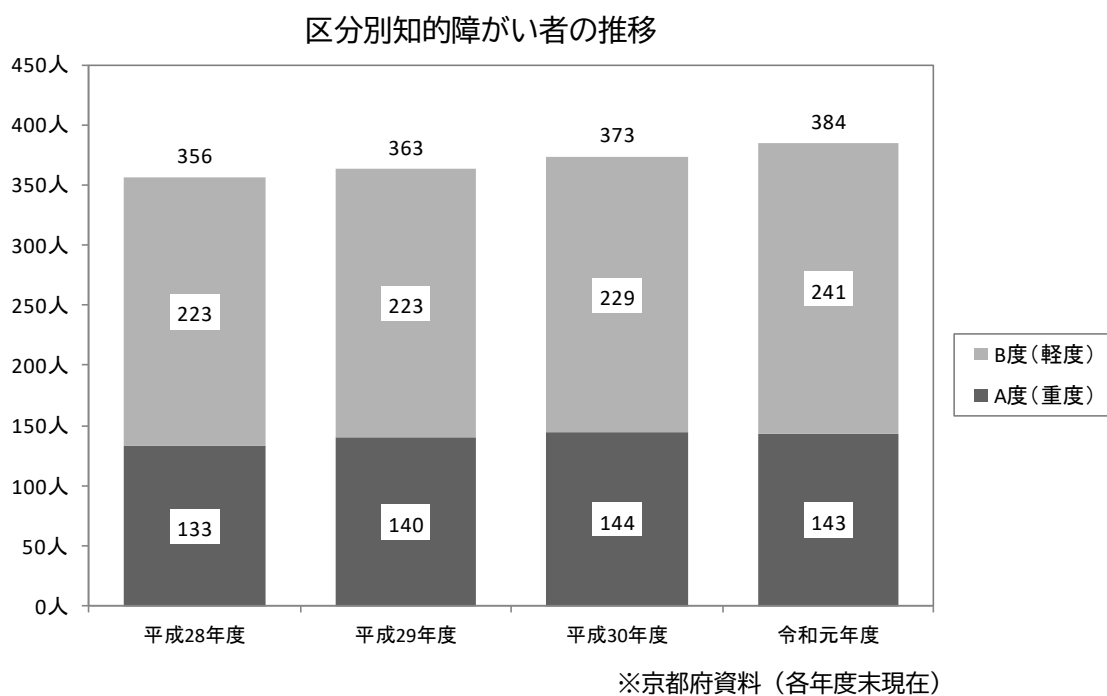
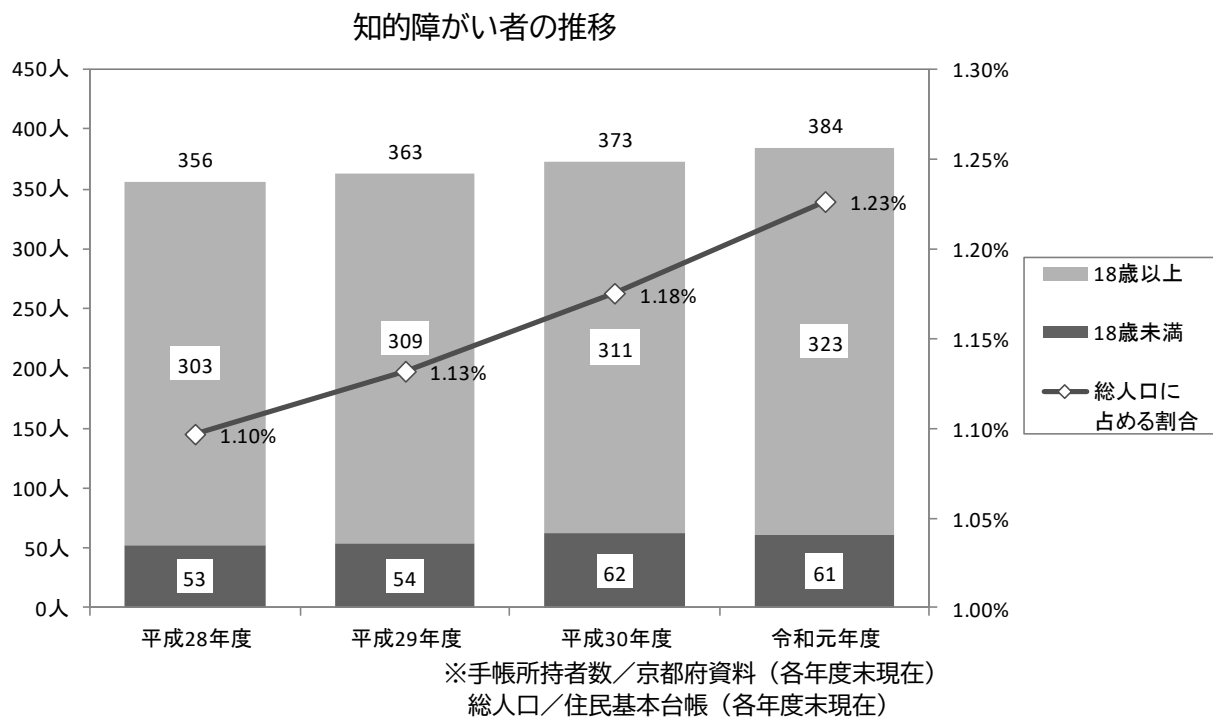
身体障がい者の年齢区分別割合



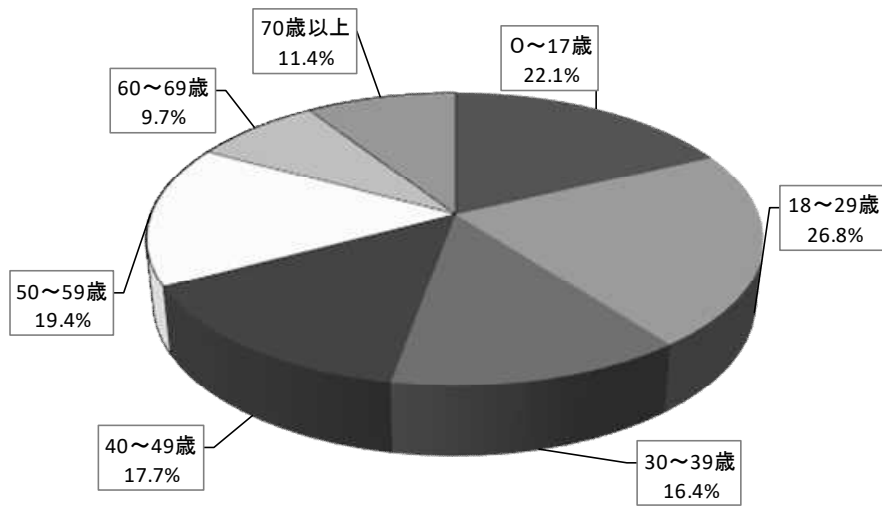
※南丹市障害ふれあいシステム（令和元年度末現在）

3 知的障がいのある人の状況

平成28年度からの知的障がい者の推移をみると、年々増加しており、令和元年度には384人となっています。



知的障がい者の年齢区分別割合

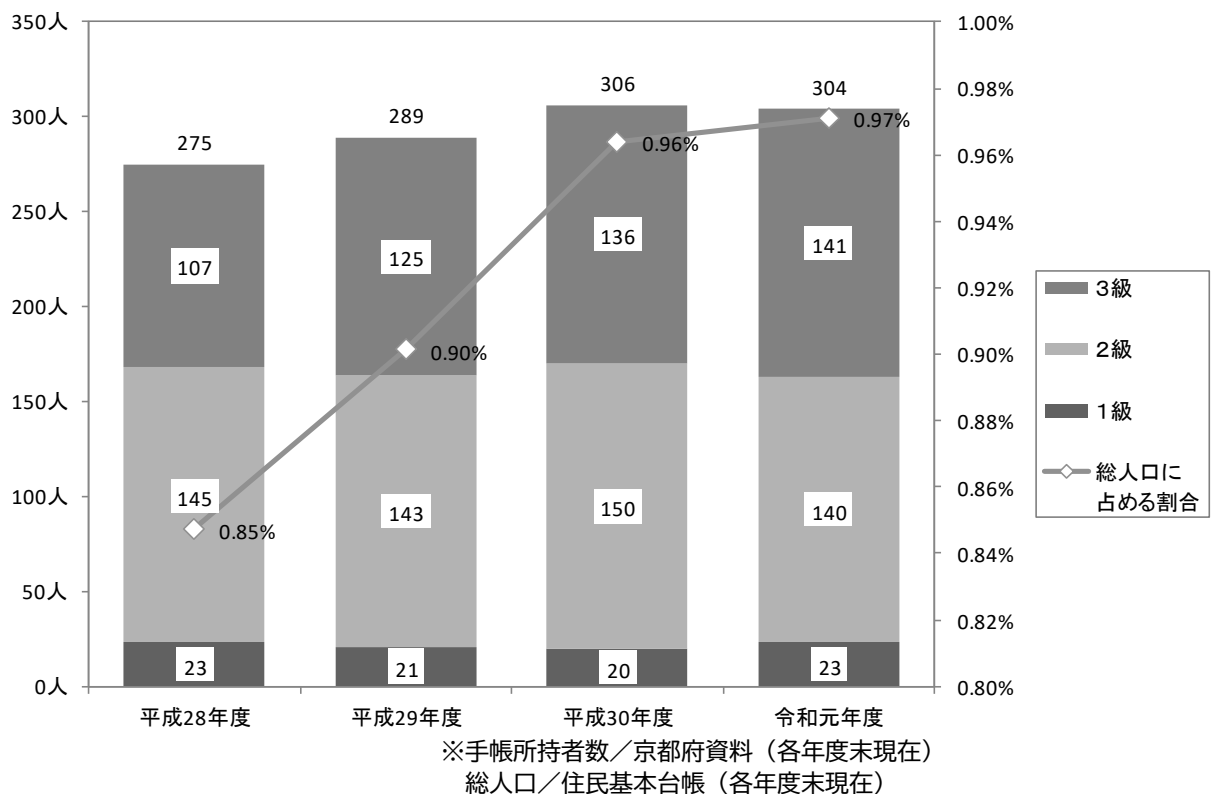


※南丹市障害ふれあいシステム（令和元年度末現在）

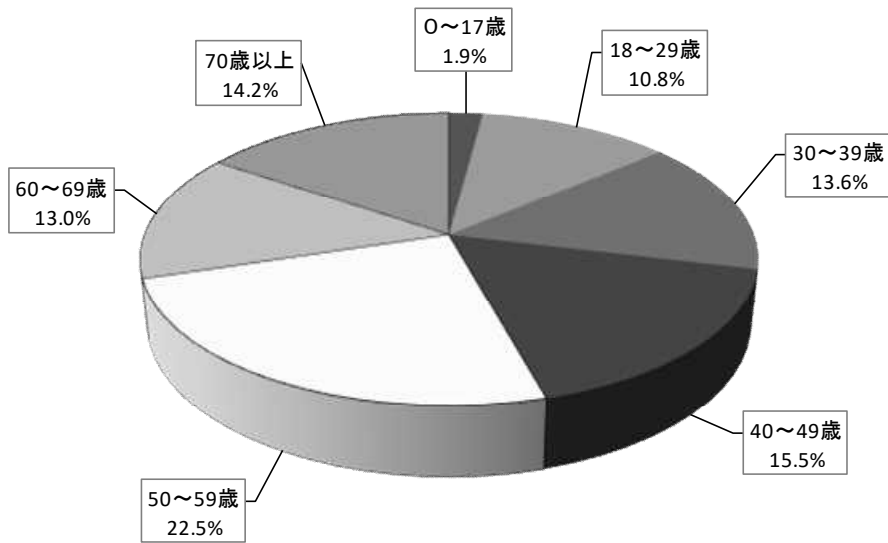
4 精神障がいのある人の状況

平成 28 年度からの精神障がい者の推移をみると、平成 30 年度までは増加傾向となっていました。令和元年度は微減しており、304 人となっています。

精神障がい者の推移



精神障がい者の年齢区分別割合

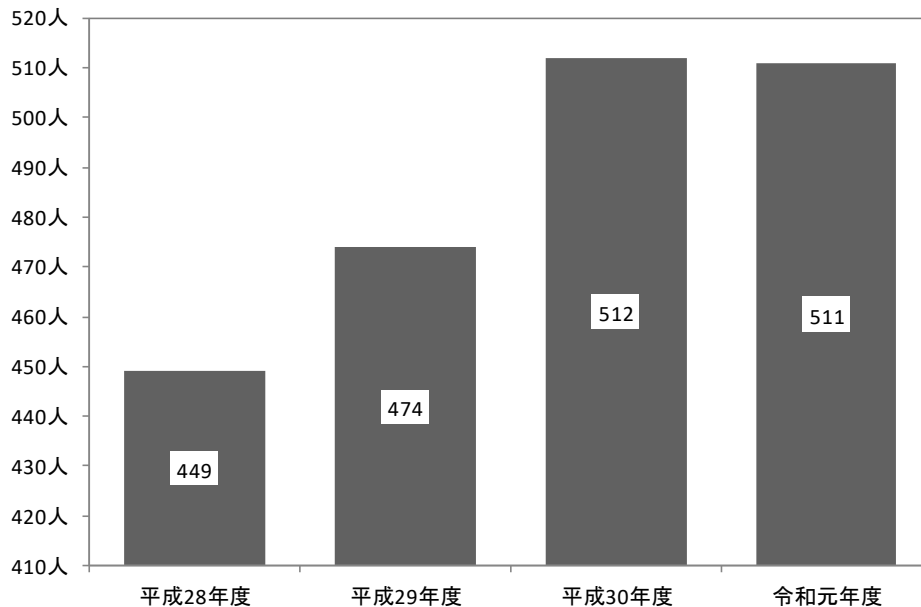


※南丹市障害ふれあいシステム（令和元年度未現在）

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

平成 28 年度からの自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成 30 年度までは増加傾向となっていましたが、令和元年度は微減しており、511 人となっています。

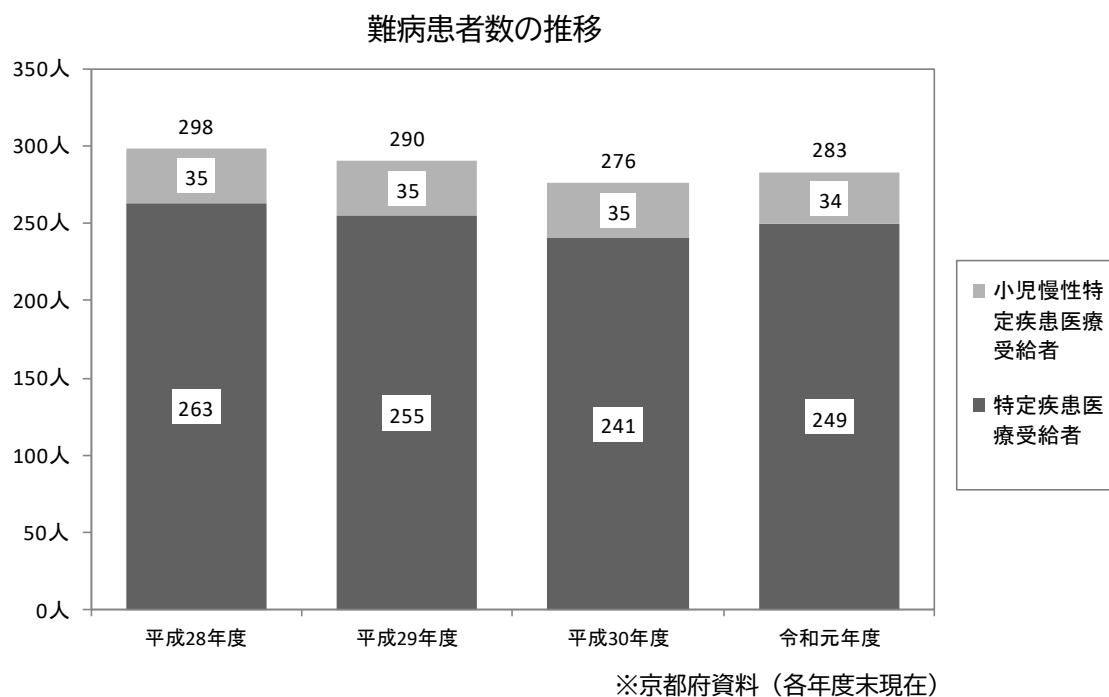
自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移



※京都府資料（各年度未現在）

6 難病患者数の推移

平成 28 年度からの難病患者数の推移をみると、平成 30 年度までは減少傾向となっていました。令和元年度で増加に転じており、283 人となっています。



7 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）の策定・見直しのための資料とし、障害者福祉施策を進める際の参考とするために行いました。

(2) 調査の種類と調査対象及び調査の方法

調査の種類と調査対象及び調査の方法は次の通りです。

調査名	調査対象	配布・回収方法	配布・回収期間
障がいのある方の福祉に関するアンケート調査	障害者手帳の所持者	郵送	令和2年 9月～10月

(3) 回収状況

回収結果は次の通りです。

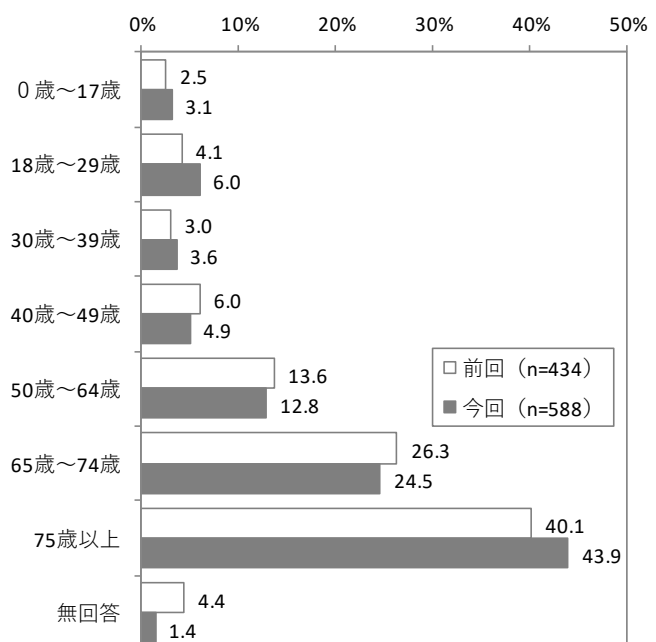
配布数	有効回収数	回収率
1,000 票	588 票	58.8%

(4) アンケート調査結果の概要

(1) 回答者について

- 年齢は、「75歳以上」が43.9%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が24.5%となっており、「65歳以上」が68.4%を占めています。
- **障害の程度**は、「身体障害者手帳4級」が24.8%と最も多くなっています。前回調査と比較すると、「療育手帳B」が最も増加しており、3.5ポイント増となっています。
- 40歳以上の方で、介護保険サービスを利用している方は25.9%となっています。

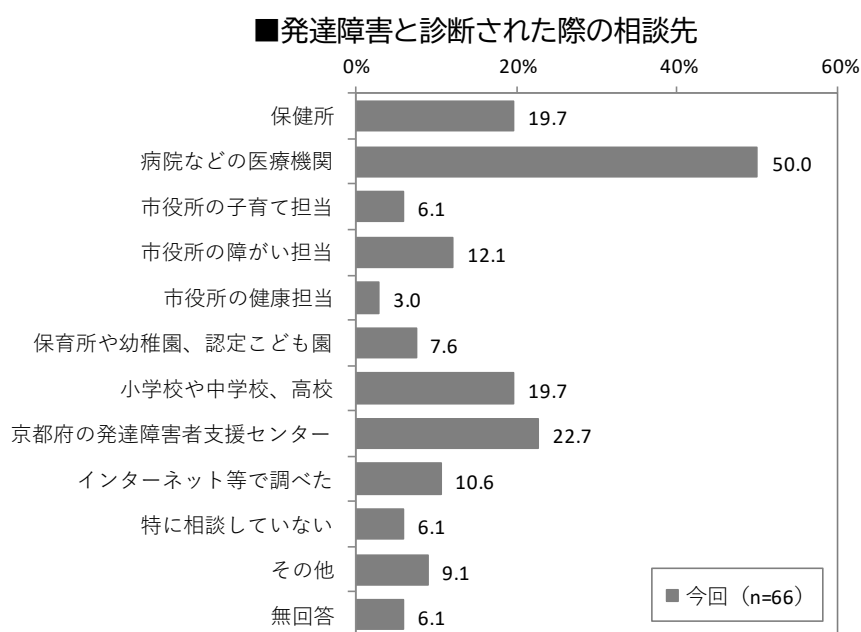
■回答者年齢(令和2年8月31日現在)



※前回は平成29年に実施した調査
今回は本調査の結果を示す。
※nは回答者数を示す。以下同様。

●医療的ケアは、「受けていない」方が52.2%と過半数となっています。また、医療的ケアを受ける際に困ることとしては、「経済的負担が大きい」14.4%、「医療的ケアを受けられる場所が少ない」10.9%、等が挙げられています。

●発達障害については、「診断されたり、聞いたことがある」が11.2%となっており、「家族など身近な人が気がついた」22.7%、「乳幼児健診」18.2%、「小学校や中学校、高校からの勧め」16.7%、等をきっかけに診断を受けた方が多くなっています。また、診断を受けた後の相談先としては、「病院などの医療機関」50.0%、「京都府の発達障害者支援センター」22.7%、「保健所」「小学校や中学校、高校」19.7%、等が多くなっています。

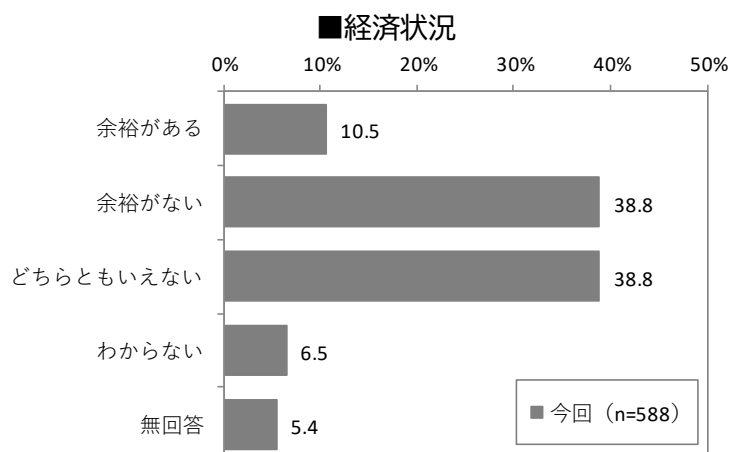


(2) 現在の生活について

●「家族などと暮らしている」方が74.0%と最も多くなっていますが、「ひとりで暮らしている」方も14.8%いる状況です。また、年齢が上がるにつれ、「ひとりで暮らしている」方が多くなっています。

●手助けが必要な項目としては、「買い物をする」27.2%、「身の回りの掃除、整理整頓をする」25.3%、等が多くなっています。

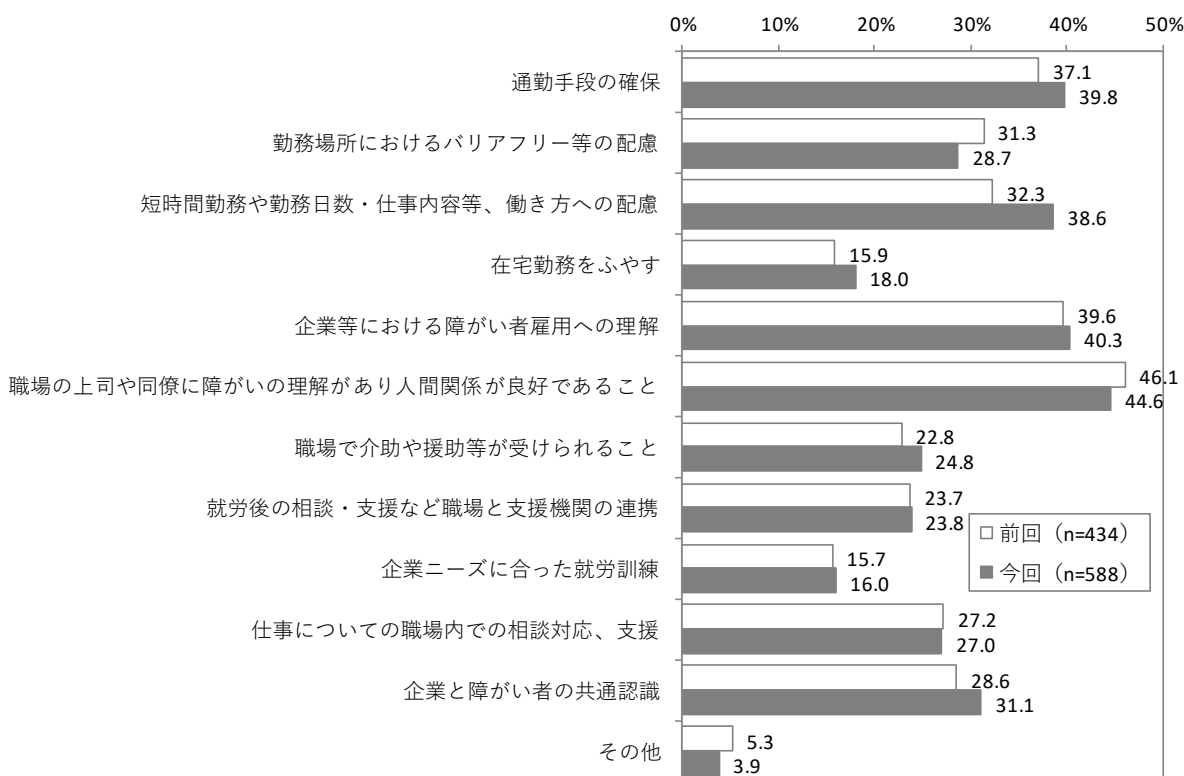
●経済的状況について伺うと、「余裕がある」方は10.5%であるのに対し、「余裕がない」方が38.8%と多くなっています。また、主な収入源としては「障害者年金」24.5%が多く、また「その他」として国民年金や生活保護等が挙げられています。



(3) 仕事について、保育・教育について

- 日中、就労している方の勤務形態としては、「パート・アルバイト」が35.5%、「正社員」が33.3%となっています。
- 施設等で作業をしている方のうち、一般就労をしたいと「思う」方は33.3%となっています。
- 就労されていない方の仕事をしていない理由としては、「年齢のため（学生・高齢）」が55.0%と多くなっていますが、「障がいなどで、できる仕事がない」も23.5%となっています。
- 障がいのある方が働きやすい環境に必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」44.6%、「企業等における障がい者雇用への理解」40.3%、「通勤手段の確保」39.8%、等が挙げられています。
- 保育・教育として必要なことについては、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」41.7%、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」29.2%、等が挙げられています。

■障害のある方が働きやすい環境に必要なこと

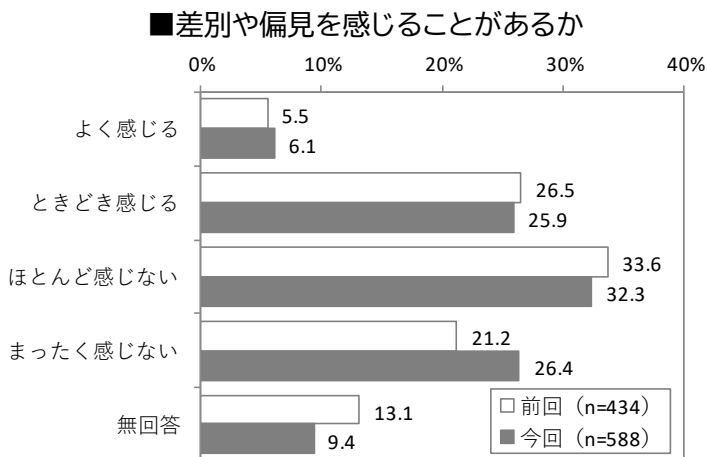


(4) 障害福祉サービス等について

- 障害福祉サービスについて、現状に不満・不足を感じているものとしては、「外出のときの支援」3.2%、「日中を過ごす施設など」「サービスを利用するための相談」2.4%、等が挙げられています。また、現在は利用していないが今後利用したいサービスとしては、「外出のときの支援」11.9%、「サービスを利用するための相談」9.5%が多くなっています。

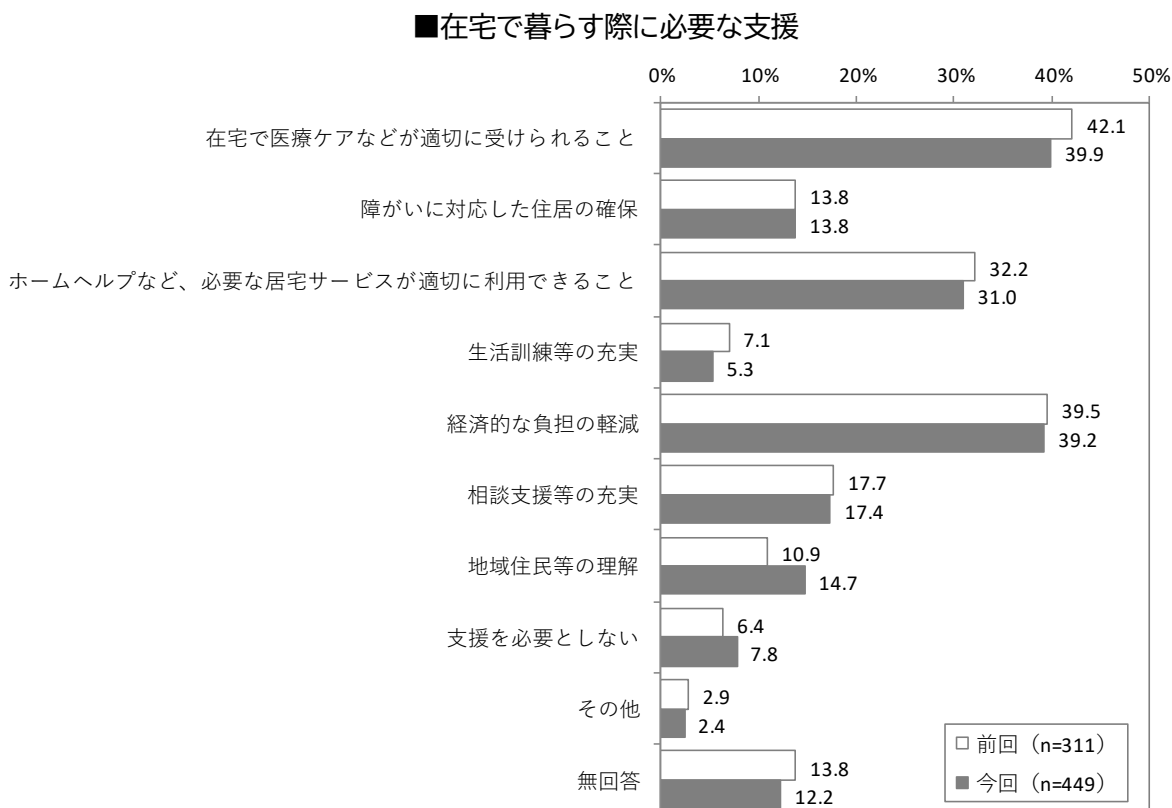
(5) 権利擁護について

- 成年後見制度の認知度（よく知っている+多少は知っている）は29.4%、障害者差別解消法の認知度は17.5%、障害者虐待防止法の認知度は18.7%、合理的配慮の認知度は13.1%となっています。また、成年後見制度、障害者差別解消法、障害者虐待防止法の認知度は、前回調査と比較して減少しています。
- 日常生活で差別や偏見を感じる（良く感じる+ときどき感じる）方は、32.0%となっています。また、「人間関係」で差別や偏見を感じる方が多くなっています。



(6) 今後の生活について

- 今後の暮らし方の希望としては、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が62.2%と最も多くなっています。
- 在宅で暮らす場合の支援としては、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」39.9%、「経済的な負担の軽減」39.2%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」31.0%、等が挙げられています。

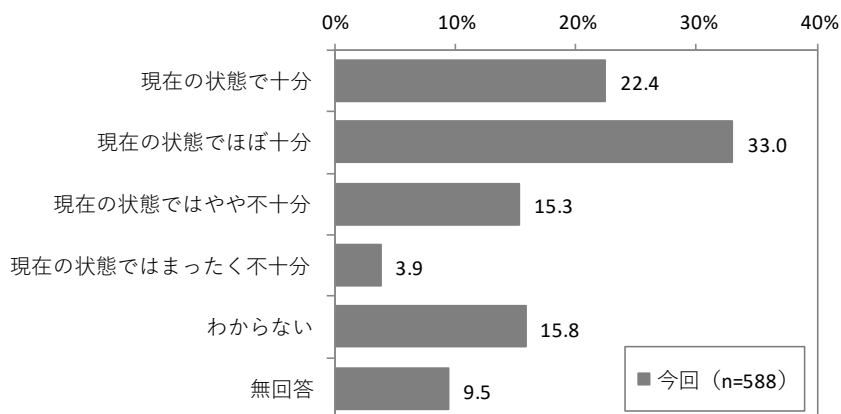


(7) 相談・情報について

●悩みや困ったことの相談先としては、「家族・親せき」が76.5%と最も多くなっています。また、「相談する人はいない」方は2.7%となっています。

●相談体制について、十分と感じている（現在の状態で十分+現在の状態でほぼ十分）方は、55.4%と過半数となっています。また、相談支援体制への希望としては、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」29.8%、「福祉の専門職を配置した相談窓口」18.7%、等が挙げられています。

■現在の相談体制が十分かどうか



●障害福祉に関する情報は、「家族、親戚」から得ている方が22.6%と最も多く、次いで「市の広報紙」20.2%、「市の担当窓口」20.1%となっています。

●情報を受け取る際は、「相談支援事業者を通じて」33.0%、「介助者を通じて」26.9%、「電子メール」13.3%、等を希望する方が多くなっています。

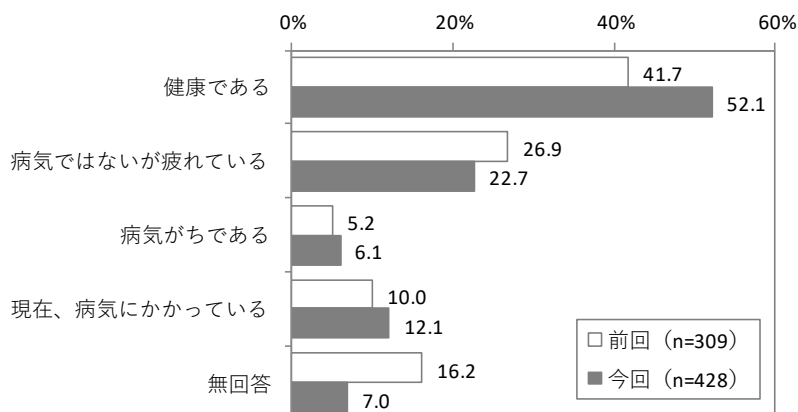
(8) 主な介助者について

●主な介助者としては、0～64歳では「母親」が、65歳以上では「配偶者」が多くなっています。また、身体障がい者では「配偶者」が、知的障がい者・精神障がい者では「母親」が多くなっています。

●主な介助者の年齢は、知的障がい者・精神障がい者と比べ、身体障がい者で年齢層が高くなっています。

●介助者の健康状態については、介助者の年齢が75歳以上の際、「病気ではないが疲れている」が多くなっています。

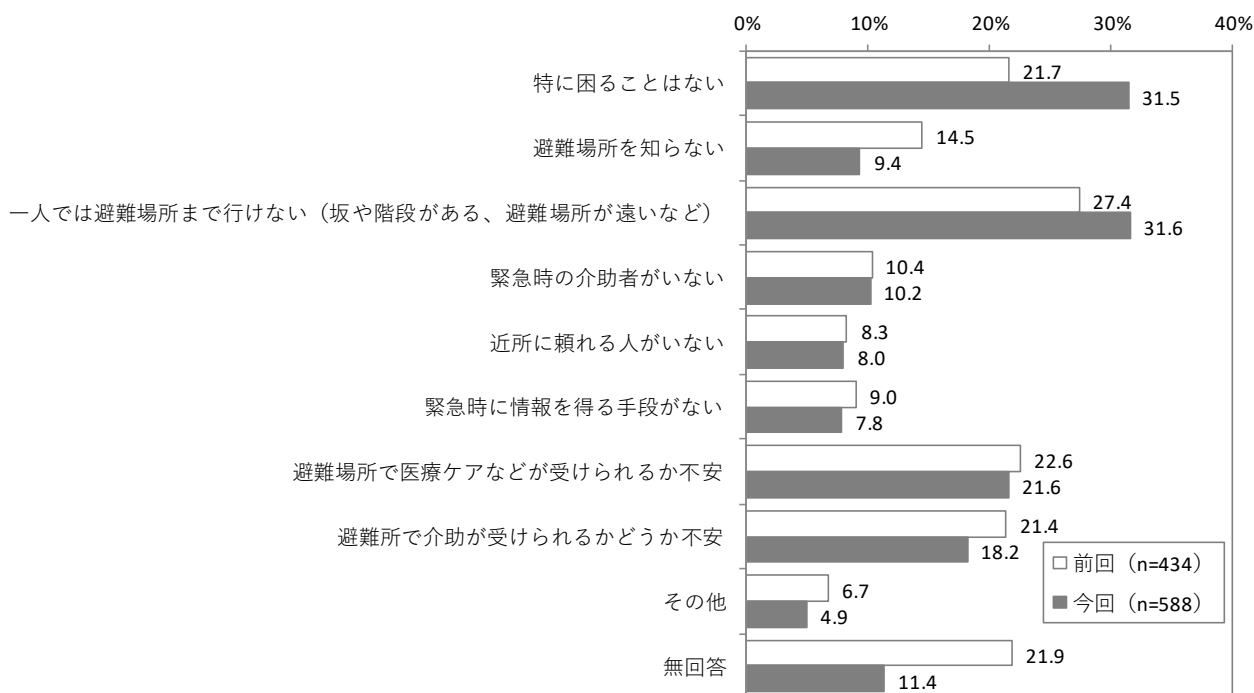
■主な介助者の健康状態



(9) 安全・安心について

- 災害時に困ることとしては、「一人では避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」31.6%、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」21.6%、等が挙げられています。

■地震等、災害のときに困ること



(10) 外出について

- 外出頻度としては、「ほとんど毎日」が30.6%と最も多くなっています。また、「全く外出しない」方は、2.9%となっています。
- 外出する際、「介助者などがいれば外出できる」方は25.9%となっています。
- 外出時に困ることとしては、「階段等が不便、危険である」20.8%、「電車やバスが利用しにくい」10.0%、「人との会話などコミュニケーションが難しい」9.1%、等が挙げられています。
- 外出しない方の外出しない理由としては、「障がいが重いから」が35.3%と最も多くなっています。

(11) 南丹市の取組に対する評価

- 取組として重要であるが、満足度が低い項目として、以下の施策が挙げられています。

施策名	加重平均重要度	加重平均満足度
基本目標2(1) 雇用・就労の支援	2.61	-0.55
基本目標3(2) 難病患者への支援	2.68	0.14
基本目標3(3) 精神保健福祉施策の推進	2.54	0.14
基本目標6(1) 福祉の心・人権意識の高揚	2.53	0.18

(5) 計画策定に向けた課題

アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 障がい者の高齢化が進行している。また、介護保険サービスを使っている方や医療的ケアを受けている方もいるため、介護・医療との連携を進めていくことが重要。
- 発達障害と診断された方の割合が増加しており、乳幼児健診等における早期発見・早期対応が重要となっている。また、相談先の充実も重要。
- 一人暮らしの高齢者が多い。見守り等の実施が必要。
- 経済状況に余裕がない方が4割弱。主な収入源としても障害者年金、国民年金、生活保護等が多くなっているため、引き続きの支援が必要。
- 就労している方の勤務形態によって、経済的余裕の有無が異なる。就労支援を推進していくことが重要であり、障害理解の促進等の働きやすい環境の整備も必要。
- 保育・教育に関しては、障害特性に応じた配慮や進路指導への取組が重要。
- 外出支援、日中を過ごす施設、相談支援に関するサービスの充実が求められている。
- 差別や偏見を感じる方が3割程度。成年後見制度等の制度も含めた権利擁護に関する情報の周知・啓発を進めていくことが必要。
- 今後の暮らしとしては、自宅で暮らしたい方が過半数。在宅での医療ケア等支援を充実していくことが必要。
- 相談体制の充実が重要。情報を受け取る際も、相談支援事業所を通じての受け取りを希望する方が多く、相談と情報提供の一体的な推進が必要。
- 介助者の年齢が上がると、介助への疲れを感じる方が多くなる。特に身体障害者の介助者は年齢も高くなっているため、支援が必要。
- 災害時に一人で避難できない方が3割程度。支援体制の充実や要配慮者の把握を行うことも重要。
- 外出時、階段や交通機関の不便さに困っている方が多い。バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進が重要。また、全く外出しない方もいるため、外出支援も重要。
- 市の取組としては、「雇用・就労への支援」への満足度が他の取組と比べ低い。今後の取組内容等を検討していくことが重要。

8 関係団体アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人にかかわる関係団体等に対し、現在抱えている問題点や今後の障害福祉施策に対する要望等のアンケート調査を行いました。

(2) 実施期間

令和2年9月～10月

(3) 関係団体等

NO.	団体名
1	アングンテの会（不登校やひきこもりを考える会）
2	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部
3	京都府聴覚障害者協会口丹ブロック船井支部
4	南丹市身体障害者福社会
5	南丹市精神保健福祉推進家族会（南丹つばみ会）
6	ハミングバード（高次脳機能障害の当事者と家族を支える会）
7	京都府立丹波支援学校
8	京都府立丹波支援学校 PTA
9	公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター
10	社会福祉法人 あげぼの学園るりけい寮
11	社会福祉法人 京丹波福社会
12	社会福祉法人 花ノ木
13	社会福祉法人 未生会
14	あじさい園
15	特定相談支援事業所のひら（障害児相談支援つくし園）
16	ひより舎
17	ほほえみかぐら居宅介護事業
18	ほほえみ八木居宅介護事業所
19	ほほえみ八木通所介護事業所（生活介護）
20	障害者支援施設 丹波桜梅園
21	城山共同作業所
22	園部共同作業所
23	特定非営利活動法人 はぴねすサポートセンター
24	なんたん障害者就業・生活支援センター
25	ヘルパーステーションふわりい

(4) 関係団体等アンケート調査からみた課題

関係団体等アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 人材不足、人材育成の難しさについて、各項目から挙がっており、人材不足によってサービス提供ができない状況もみられる。また、ヘルパーの高齢化も課題となっている。
- ヘルパーへの負担が大きく、定着に結びつかない。また、給与体系についても課題がある。
- 利用者の高齢化・障害の多様化（医ケアも）により、サービス提供や対応が困難なケースが多く挙がっている。介護・医療等との連携の推進が必要。
- どのサービスにも当てはまらず、支援を受けられない方への対応が課題。関係機関で連携し、柔軟に対応できる体制の構築が必要。
- 相談件数が増加しており、現状対応が難しいという意見が多く挙がっている。
- 地域での交流を促進し、障害について知る機会、啓発を進めていくことが重要。
- 分かりやすい情報提供、手続き方法について検討していくことが必要。
- 新型コロナウイルスによって、事業やサービスの提供が難しい、または限られてしまう。今後どう対応していくか、検討していくことが重要。また、事業所同士の情報共有も滞っている状況。
- 不足している事業・サービス等として挙げられた項目は以下の通り。

日中活動系	施設系
<ul style="list-style-type: none">・生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援事業A型	<ul style="list-style-type: none">・共同生活援助（グループホーム）・ショートステイ（児）
訪問系	障害児支援全般
<ul style="list-style-type: none">・重度訪問介護サービス	<ul style="list-style-type: none">・放課後等デイサービス・移動支援・療育機関

第3章 計画の基本方針

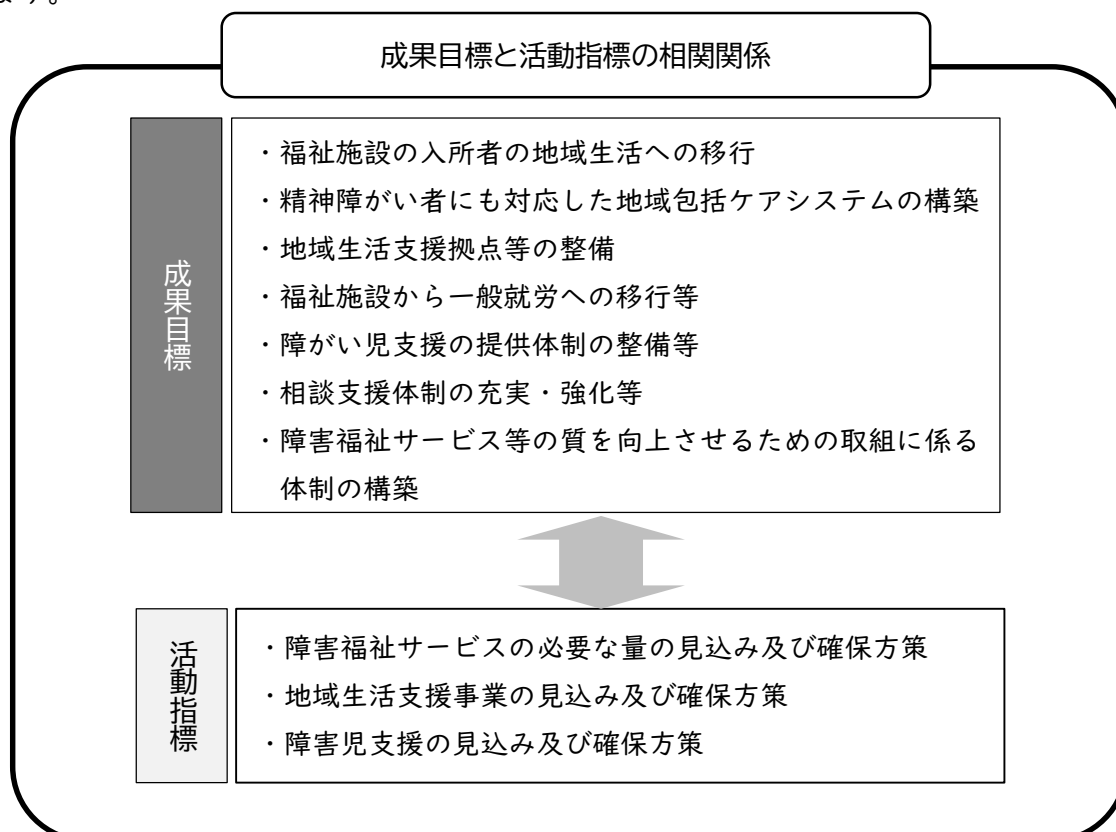
1 計画の基本理念

平成30年3月に策定した「南丹市障害者計画」で掲げる基本理念『障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる 地域共生社会のまち 南丹市』を、本計画においても基本理念として掲げ、各種サービス提供等の障害者施策を進めます。

◆ 基本理念 ◆ 障がいのある人もない人もともに 安心して暮らせる 地域共生社会のまち 南丹市

◆ 成果目標の設定についての考え方

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、以下の事項に係る成果目標を設定します。また、成果目標を達成するための活動指標を計画に見込みます。



2 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国等の目標基準】

- 令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減すること

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	54人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数(B)	52人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込(C)	2人	(A) - (B)
【目標値】(A)のうち令和5年度までの地域生活移行者数(D)	4人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	7.4%	(D) / (A)
入所者数削減率	3.7%	(C) / (A)

【第5期達成状況】

項目	数値	考え方	実績	達成状況
平成28年度末時点の入所者数(A)	51人	平成28年度末時点の施設入所者数	-	
令和2年度末時点の入所者数(B)	-	令和2年度末時点の施設入所者数	54人	
【目標値】削減見込(C)	2人	(A) - (B)	-3人	未達成
【目標値】(A)のうち令和2年度までの地域生活移行者数(D)	5人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数	4人	未達成
地域生活移行率	9.8%	(D) / (A)	7.8%	
入所者数削減率	3.9%	(C) / (A)	-5.9%	

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国等の目標基準】

- 令和5年度末までに、協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること

項目	目標
【目標値】 令和5年度末までに協議の場の設置	設置済(圏域)

【数値目標】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人分	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人分	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人分	17	17	17
精神障害者の自立生活援助	人分	3	3	3

【第5期達成状況】

項目	数値	実績	達成状況
【目標値】 令和2年度末までに協議の場の設置	1箇所	1箇所(圏域)	達成

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国等の目標基準】

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保（圏域にて検討）
- 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること（圏域にて検討）

項目	目標
【目標値】令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備	設置(圏域)
【目標値】機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	実施(圏域)

【数値目標】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
運用状況の検証及び検討の回数	回	1	1	1

【第5期達成状況】

項目	数値	実績	達成状況
【目標値】令和2年度末までに地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	未達成

(4) 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標値

【国等の目標基準】

- 令和5年度に一般就労に移行する者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること

※ 令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めること

就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすること

就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこと

就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこと

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数 (A)	2人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数
【目標値】令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数 (B)	5人	令和5年度に福祉施設から一般就労した者の数
増加割合	2.5倍	$((B) - (A)) / (A)$
【目標値】令和5年度就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の1.3倍以上
【目標値】令和5年度就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の1.26倍以上
【目標値】令和5年度就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	3人	令和元年度の一般就労への移行実績(2人)の1.23倍以上

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること

項目	数値	考え方
令和5年度の一般就労への移行者数 (A)	5人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】(A)のうち就労定着支援事業の利用者数 (B)	5人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数
割合	100%	$(B) / (A)$

●就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること

項目	数値	考え方
令和5年度末の、就労定着支援事業所数 (A)	1箇所	—
(A)のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数 (B)	1箇所	—
割合	100.0%	(B) / (A)

【第5期達成状況】

項目	数値	考え方	実績	達成状況
平成28年度の一般就労移行者数 (A)	1人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	—	
【目標値】令和2年度の一般就労移行者数 (B)	2人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数	2人	達成
増加割合	2.0倍	(B) / (A)	2.0倍	

項目	数値	考え方	実績	達成状況
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (A)	4人	平成28年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数	—	
【目標値】令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (B)	5人	令和2年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数	2人	未達成
増加率	25.0%	$((B) - (A)) / (A)$	-50.0%	

項目	数値	考え方	実績	達成状況
就労移行支援事業所数 (A)	1 箇所	平成 28 年度末現在の就労 移行支援事業所数	—	
		令和 2 年度末現在の就労 移行支援事業所数	0 箇所	
平成 28 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事 業所数 (B)	0 箇所	平成 28 年度末において就 労移行率 3 割以上を達成 した就労移行支援事業所 数	0 箇所	
【目標値】令和 2 年度末の 就労移行率 3 割以上の就労 移行支援事業所数 (C)	1 箇所	令和 2 年度末において就 労移行率 3 割以上を達成 した就労移行支援事業所 数	0 箇所	未達成
増加率	皆増	(C) / (A)	—	

項目	数値	実績	達成状況
①：②のうち令和元年度末までに事業を利用して 12 ヶ 月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数	1 人	1 人	
②：平成 30 年度中に新規で事業を利用すると見込まれ る者の数	1 人	1 人	
③：④のうち令和 2 年度末までに事業を利用して 12 ヶ 月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数	1 人	0 人	
④：令和元年度中に新規で事業を利用すると見込まれ る者の数	1 人	0 人	
令和元年度【目標値】 = ①/② (%)	100.0%	100.0%	達成
令和 2 年度【目標値】 = ③/④ (%)	100.0%	0.0%	未達成

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国等の目標基準】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること

項目	数値
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所 (圏域：設置済み)
【目標値】令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1箇所 (市：構築済み)

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること

項目	数値
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所 (圏域：設置済み)
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所 (圏域：設置済み)

- 令和5年度末までに、府、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

項目	目標
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	1箇所 (圏域：設置済み)
【目標値】令和5年度末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	1名以上を配置 (圏域)

【第5期達成状況】

項目	数値	実績	達成状況
【目標値】令和2年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所	1箇所 (圏域)	達成
【目標値】令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	(構築済)	構築	達成
【目標値】令和2年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	1箇所 (圏域)	達成
【目標値】令和2年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所	1箇所 (圏域)	達成
【目標値】平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	1箇所	1箇所 (圏域)	達成

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国等の目標基準】

- 令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること

項目	目標
【目標値】令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保	確保 (基幹相談支援センター)

【数値目標】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	30	30	30

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国等の目標基準】

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること

項目	目標
【目標値】令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築

【数値目標】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有実施回数	回	2	2	2

3 活動指標

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいのある人の外出時に、移動に必要な情報提供(代筆・代読含む)や移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいで自己判断能力が制限されている人の行動時に、危険を回避するための援護や外出支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
居宅介護	利用時間	1,664	1,694	1,706	1,833	1,748
	利用者数	98	107	100	115	103
重度訪問介護	利用時間	240	0	240	711	240
	利用者数	1	0	1	2	1
同行援護	利用時間	97	109	104	79	111
	利用者数	14	12	15	9	16
行動援護	利用時間	8	0	12	10	16
	利用者数	2	0	3	2	4
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0
合計	利用時間	2,009	1,803	2,062	2,633	2,115
	利用者数	115	119	119	128	124

※利用時間：毎年度3月の延べ利用時間(時間/月)

※利用者数：毎年度3月の実利用者数(人/月)

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間	1,906	1,938	1,970
	利用者数	120	122	124
重度訪問介護	利用時間	734	734	734
	利用者数	2	2	2
同行援護	利用時間	80	80	80
	利用者数	9	9	9
行動援護	利用時間	10	10	10
	利用者数	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0
	利用者数	0	0	0

※利用時間：毎年度3月の延べ利用時間（時間／月）

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【計画値と実績からの分析】

- 居宅介護は、平成30年度から令和元年度にかけて、微増しています。令和3年度以降も、徐々に利用が増加すると見込んでいます。
- 重度訪問介護は、令和元年度に2名の利用がありました。令和3年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 同行援護は、平成30年度から令和元年度にかけて、利用者数、利用時間共に減少していますが、令和3年度以降も、利用者の維持を見込んでいます。
- 行動援護は、令和元年度に利用者2名となっています。令和3年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 重度障害者等包括支援は、平成30年度・令和元年度とも利用はありませんでした。

【確保方策】

- 利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援等新しいサービスに関する情報提供等、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。
- 周辺市町と連携し、市内及び圏域内において、身体・知的・精神の3障害に対応する訪問系サービスに対する新規事業者や介護保険サービス事業者の参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人等に、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練・支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練・支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の一般就労等を希望する人に、一定期間、就労する機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、生産活動等の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援事業	一般就労した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理・看護・介護及び日常生活の援助を行います。 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合に、入所支援施設等で短期間の宿泊を伴い、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
生活介護	利用日数	1,901	2,029	1,928	2,154	1,954
	利用者数	102	120	103	121	105
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	39	0	49	0	59
	利用者数	2	0	2	0	3
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	82	148	94	174	106
	利用者数	6	10	6	10	7
就労移行支援	利用日数	126	6	153	11	179
	利用者数	7	1	8	1	10
就労継続支援 (A型)	利用日数	202	216	219	182	236
	利用者数	12	13	13	10	14
就労継続支援 (B型)	利用日数	1,855	1,585	1,874	1,567	1,893
	利用者数	105	109	106	105	107
就労定着支援事業	利用者数	1	0	1	1	1
療育介護	利用者数	11	12	11	12	12
短期入所 (福祉型)	利用日数	127	98	139	148	150
	利用者数	11	12	12	20	13
短期入所 (医療型)	利用日数	32	36	40	40	48
	利用者数	4	3	5	2	6

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数	2,135	2,169	2,204
	利用者数	123	125	127
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	18	18	18
	利用者数	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	160	160	160
	利用者数	10	10	10
就労移行支援	利用日数	22	24	26
	利用者数	2	2	2
就労継続支援 (A型)	利用日数	209	209	209
	利用者数	12	12	12
就労継続支援 (B型)	利用日数	1,576	1,576	1,576
	利用者数	107	107	107
就労定着支援事業	利用者数	1	2	3
療養介護	利用者数	12	12	12
短期入所 (福祉型)	利用日数	125	132	140
	利用者数	16	17	18
短期入所 (医療型)	利用日数	48	48	48
	利用者数	3	3	3

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【計画値と実績からの分析】

- 生活介護は、利用者数、利用日数共に増加しており、令和3年度以降も利用量及び利用者が増加すると見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練）は、平成30年度、令和元年度の利用はありませんでしたが、令和3年以降も1名の利用者があると見込み、利用日数、利用者数について見込んでいます。
- 自立訓練（生活訓練）は、計画値を大きく上回っており、平成30年度、令和元年度とも10名の利用者数となっています。令和3年度から5年度については、利用者数・利用日数ともに維持を見込んでいます。
- 就労移行支援は、平成30年度、令和元年度とも1名の利用者数となっています。令和3年度以降は利用人数を2名で見込んでおり、また利用日数については増加傾向で見込んでいます。

- 就労継続支援（A型）（B型）は、平成30年度から令和元年度にかけて利用日数及び利用者とも減少していますが、令和3年度以降も継続的な利用があると見込んでいます。
- 就労定着支援事業は、令和元年度のみ1名の利用がありました。令和3年度以降は増加傾向で推移することを見込んでいます。
- 療養介護は、平成30年度、令和元年度ともに12名の利用があり、令和3年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 短期入所（福祉型）は、平成30年度から令和元年度にかけて、利用者数、利用日数ともに増加しています。令和3年度から5年度にかけても、利用日数、利用者が増加すると見込んでいます。
- 短期入所（医療型）は、平成30年度から令和元年度にかけて、利用者数は減少していますが、利用日数は増加しています。令和3年度以降は、3名の利用者数を見込んでいます。

【確保方策】

- 生活介護においては、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービス提供事業者と連携して、利用ニーズに応じたサービス量の提供体制を確保することに努めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）においては、事業者に対して、利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、新規事業者の参入を促進します。
- 就労移行支援においては、一般就労等を希望する人に対して、相談支援事業等を活用して適切なサービスを提供することで、就業面及び生活面での一体的な支援を行います。
- 就労継続支援（A型・B型）においては、事業者のネットワークにより利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めるとともに、新規事業者の参入を促進します。さらに支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク・商工会・企業等と連携し、一般就労も視野に入れた支援に努めます。
- 国の目標をもとに、一般就労した方は就労定着支援を利用できるよう、就労定着支援利用者数の増加に努めます。
- 療養介護においては、事業者に対して、利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、新規事業者の参入を促進します。
- 短期入所においては、サービス提供事業者や周辺市町と連携し、利用ニーズに応じたサービス量の提供体制を確保することに努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	単身での生活が困難等の理由で施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	50	51	60	51	60
施設入所支援	利用者数	50	53	50	54	49
自立生活援助	利用者数	1	4	1	0	1

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	52	53	54
施設入所支援	利用者数	54	54	53
自立生活援助	利用者数	1	1	1

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【計画値と実績からの分析】

- 共同生活援助は、平成 30 年度から令和元年度にかけて同じ利用者数となっていますが、令和 3 年度以降は利用量が増加すると見込んでいます。
- 施設入所支援は、国の目標値を基準として段階的に削減します。
- 自立生活援助は、平成 30 年度、令和元年度ともに 1 名の利用となっています。令和 3 年度以降も利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

- 市独自の助成制度により、事業者によるグループホームの整備・拡充を支援します。
- 地域生活に移行した後の生活に対する支援・相談体制の充実に努めます。
- 障がいのある人に対する地域の理解を深めるための取り組みを進めます。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成・相談による不安解消・外出時の同行支援・住居確保・関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【第 5 期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
		見込	実績	見込	実績	見込
計画相談支援	利用者数	26	46	29	51	33
地域移行支援	利用者数	1	0	1	0	1
地域定着支援	利用者数	1	0	1	1	1

※利用者数：毎年度 12 ヶ月平均の実利用者数（人／月）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	60	70	80
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	1	1	1

※利用者数：毎年度12ヶ月平均の実利用者数（人／月）

【計画値と実績からの分析】

- 計画相談支援は、平成30年度、令和元年度ともに、見込みを大きく上回っています。令和3年度以降も増加を見込んでいます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、地域定着支援のみ利用がありました。令和3年度以降は、どちらも利用者数は1人を見込んでいます。

【確保方策】

- 障害福祉サービス等の利用を希望する人が、適切に組み合わせられたサービスを受けられるよう、利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充に努めます。また、介護サービスとの連携を進め、相談員の適正な配置に努めます。
- 周辺市町と連携し、相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進します。
- 施設や病院から地域生活への移行を希望する人が、円滑に移行できるように相談支援事業者・施設・医療機関等関係機関の連携を強化します。

(5) 地域生活支援事業の実施

◆必須事業◆

① 相談支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
地域自立支援協議会	障害者施策の中核的な役割を果たす協議の場であり、地域の障害福祉に携わる様々な立場の人を委員として構成します。ユニバーサル社会の実現に向け、施策全般にわたる検証や提言を行います。
障害者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、情報提供や援助を行うとともに、地域移行や地域での生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や困難事例への対応、成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を配置し、相談支援事業者への指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に支援が必要な人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に必要な支援が受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人に、 成年後見制度の利用に要する費用のうち、制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の経費の全て、又は一部の補助を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所	7	5	7	5	7
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	利用者数	2	0	2	0	2
成年後見制度利用支援事業	利用者数	5	3	5	5	5

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	利用者数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	利用者数	5	5	5

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

- 障害者相談支援事業は、平成30年度、令和元年度とも見込みを下回っています。令和3年度以降は、事業所の維持を見込んでいます。
- 住居入居等支援事業は平成30年度、令和元年度とも利用者はありませんでした。令和3年度以降の利用者数は2名を見込んでいます。
- 成年後見制度利用支援事業は、平成30年度は3名、令和元年度は5名の利用がありました。令和3年度以降は、利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

- 障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、地域自立支援協議会等と連携して、ライフステージに応じた支援が受けられる相談支援体制を構築し、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に努めます。
- 南丹市権利擁護・成年後見センター及び南丹市社会福祉協議会等と連携して、成年後見制度に関する普及・啓発を行うとともに、市民が利用しやすい体制の構築に努めます。

② 意思疎通支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人がコミュニケーションをとりやすくするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人がコミュニケーションをとりやすくするため、手話通訳者をふない聴覚言語障害センターに設置します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
要約筆記者派遣事業	延べ件数	25	31	25	33	25
手話通訳者派遣事業	延べ件数	90	64	90	41	90
手話通訳者設置事業	設置者数	4	2	4	2	4

※延べ件数：毎年度の延べ派遣件（回）数（件／年度）

※設置者数：毎年度の実設置者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要約筆記者派遣事業	延べ件数	35	35	35
手話通訳者派遣事業	延べ件数	50	50	50
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2

※延べ件数：毎年度の延べ派遣件（回）数（件／年度）

※設置者数：毎年度の実設置者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

○要約筆記者派遣事業は、平成30年度、令和元年度ともに見込みを上回り、手話通訳者派遣事業は、平成30年度、令和元年度ともに見込みを下回っています。令和3年度以降は、要約筆記者派遣事業は35名、手話通訳者派遣事業は50名を見込んでいます。

○手話通訳者設置事業は平成30年度、令和元年度ともに見込みを下回っています。令和3年度以降は、2名で見込んでいます。

【確保方策】

○市民ボランティアとの連携を図りながら、要約筆記奉仕員・手話奉仕員養成研修を実施するとともに、要約筆記者・手話通訳者養成研修への受講につなげ、ニーズに応えられる派遣体制の構築に努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・訓練用いす・訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器・電気式たん吸引器・盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器・人工喉頭・聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器
住宅改修費	移動を円滑にする用具等で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
介護・訓練支援用具	延べ件数	3	5	3	0	3
自立生活支援用具	延べ件数	12	5	12	1	12
在宅療養等支援用具	延べ件数	8	2	8	6	8
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	9	1	9	3	9
排せつ管理支援用具	延べ件数	945	968	945	868	945
住宅改修費	延べ件数	4	1	4	0	4

※延べ件数：毎年度の延べ件（給付）数（件／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	延べ件数	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	5	5	5
在宅療養等支援用具	延べ件数	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	3	3
排せつ管理支援用具	延べ件数	930	930	930
住宅改修費	延べ件数	2	2	2

【計画値と実績からの分析】

- 介護・訓練支援用具は、平成30年度において見込みを上回っています。また、令和元年度は利用がありませんでした。
- 自立生活支援用具は、平成30年度、令和元年度ともに見込み下回っています。
- 在宅療養等支援用具は、平成30年度、令和元年度ともに見込み下回っています。
- 情報・意思疎通支援用具は、平成30年度、令和元年度ともに見込み下回っています。
- 排せつ管理支援用具は、平成30年度は見込みを上回り、令和元年度は見込みを下回っています。
- 住宅改修費は、平成30年度において見込みを下回り、令和元年度は利用がありませんでした。

【確保方策】

- 利用者のニーズを把握するとともに、制度の周知や日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

④ 移動支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加等生活上不可欠な外出や余暇活動等のための外出を支援します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
移動支援事業	実施箇所	13	10	13	10	13
	利用時間	900	1,229	900	1,205	900
	利用者数	34	38	34	39	34

※利用時間：毎年度の延べ利用時間（時間／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施箇所	10	10	10
	利用時間	1,220	1,220	1,220
	利用者数	40	40	40

【計画値と実績からの分析】

○実施箇所については、見込みを下回っていますが、利用時間、利用者数は見込みを上回っています。令和3年度以降は利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

○サービス提供事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう働きかけるとともに、サービス提供事業者の参入促進に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
地域活動支援センター	実施箇所	4	4	4	4	4
	利用回数	8,643	8,385	8,661	6,438	8,679
	利用者数	159	151	159	126	160

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所	4	4	4
	利用時間	7,626	7,626	7,626
	利用者数	140	140	140

【計画値と実績からの分析】

○実施箇所は、各旧町に1箇所の合計4箇所で実施しています。

○平成30年度から令和元年度にかけて利用量が減少しており、見込みを下回っています。

令和3年度以降は利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

○障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、地域活動支援センターの周知や利用啓発に努めるとともに、センター間や他の日中活動系事業者・グループワーク事業との連携・情報交換により、活動の質の向上や多様な支援手段の確保を図ります。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術取得者）の養成研修を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	4	24	4	15	4

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	15	15	15

【計画値と実績からの分析】

○平成30年度、令和元年度ともに、見込みを大きく上回っています。

【確保方策】

○市民ボランティアとの連携を図りながら、手話奉仕員養成研修を継続的に開催するとともに、本研修受講者を手話通訳者養成研修への受講につなげ、手話奉仕員・手話通訳者の人材確保に努めます。

◆任意事業◆

① 要約筆記奉仕員養成研修事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の交流活動の促進のため、要約筆記奉仕員（話し手の話を速く、正しく、分かりやすく文字化することにより伝えることが可能なレベル）の養成研修を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
要約筆記奉仕員養成研修事業	修了者数	3	3	3	3	3

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要約筆記奉仕員養成研修事業	修了者数	3	3	3

【計画値と実績からの分析】

○概ね、見込み通りとなっています。令和3年度以降は3名で見込んでいます。

【確保方策】

○市民ボランティアとの連携を図りながら、要約筆記奉仕員養成研修を継続的に開催するとともに、本研修受講者を要約筆記者養成研修への受講につなげ、要約筆記奉仕員・要約筆記者の人材確保に努めます。

② 日中一時支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	見守り等が必要な障がいのある人等に、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な生活訓練を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
日中一時支援事業	実施箇所	7	7	7	7	7
	利用回数	1,578	2,176	1,578	2,435	1,512
	利用者数	24	29	24	28	23

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所	7	7	7
	利用回数	2,700	2,700	2,700
	利用者数	30	30	30

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

○実施箇所は見込み通りとなっています。

○利用量及び利用者数については見込みを上回っておりますが、令和3年度以降は維持を見込んでいます。

【確保方策】

○障がいのある人の自立に向けた支援を充実させるため、日中における活動の場を確保するとともに、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

③ 生活サポート事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
生活サポート事業	見守り等が必要な障がいのある人等に、自宅や自宅周辺で日常生活に関する支援や見守り・声かけ等を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
生活サポート事業	実施箇所	4	3	4	3	4
	利用回数	280	279	280	222	320
	利用者数	7	5	7	5	8

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	実施箇所	4	4	4
	利用回数	250	250	250
	利用者数	5	5	5

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

- 実施箇所、利用回数、利用者数は、それぞれ見込みを下回っています。
- 令和3年度以降は、実施箇所が4箇所になることを踏まえ、利用回数、利用者数ともに、実績より増加すると見込んでいます。

【確保方策】

- 障がいのある人の自立に向けた支援を充実させるため、利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、広報活動の充実を努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

④ 社会参加促進事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
社会参加促進事業	障がいのある人のスポーツ・芸術文化活動や精神に障がいのある人のグループワーク活動等を行うことにより、社会参加を促進します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
スポーツ活動 (ふれあい広場等)	開催回数	5	5	5	5	5
	参加者数	145	183	145	148	145
芸術文化活動 (福祉大会)	開催回数	1	1	1	1	1
	参加者数	75	77	75	77	75
グループワーク	開催回数	18	18	18	18	18
	参加者数	80	40	80	35	80
合計	開催回数	24	24	24	24	24
	参加者数	300	300	300	260	300

※開催回数：毎年度の延べ開催回数（回／年度）

※参加者数：毎年度の延べ参加者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ活動 (ふれあい広場等)	開催回数	5	5	5
	参加人数	145	145	145
芸術文化活動 (福祉大会)	開催回数	1	1	1
	参加人数	75	75	75
グループワーク事業	開催回数	18	18	18
	参加人数	40	40	40
合計	開催回数	24	24	24
	参加人数	260	260	260

【計画値と実績からの分析】

- スポーツ活動、芸術文化活動は、参加者数が見込みを上回っています。グループワークについては、開催回数は見込み通りですが、参加者は見込みを下回っています。
- 現状、新型コロナウイルスが流行し、こういった集まりの機会は減少していますが、令和3年度以降は、流行が落ち着いたとして、現状維持で見込んでいます。

【確保方策】

- 今後も継続して障がいのある人の交流の場を確保するとともに、広報活動の充実に努めることで、参加者数の増加を目指します。
- 新型コロナウイルスの流行が継続した場合も、感染対策をしっかりと行いつつ、事業継続に努めます。

⑤ 重度重複障害者等移動支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
重度重複障害者等移動支援事業	在宅の重度障害が2つ以上ある人に、移送用車両による自宅から病院との間の移送サービスを提供します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
重度重複障害者等移動支援事業	利用回数	60	4	60	4	60
	利用者数	5	1	5	1	5

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度重複障害者等移動支援事業	利用回数	8	8	8
	利用者数	2	2	2

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

○平成30年度、令和元年度ともに、利用は1名でした。

【確保方策】

○広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

⑥訪問入浴サービス事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	家族等の介助のみでは入浴が困難な身体障がいのある人に、移動入浴車による自宅での入浴サービスを提供します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
訪問入浴サービス事業	利用回数	351	201	351	213	429
	利用者数	9	7	9	6	11

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	225	225	225
	利用者数	7	7	7

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【計画値と実績からの分析】

○平成30年度から令和元年度にかけて利用者数は減少していますが、利用回数は増加しています。令和3年度以降は、実績より増加すると見込んでいます。

【確保方策】

○広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

⑦訪問生活介護事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	サービスの内容
訪問生活介護事業	心身の障害のために日中における通所サービスを利用することが困難な人に、訪問支援員が居宅に訪問し、社会的な日中活動の機会を提供します。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
訪問生活介護事業	利用回数	156	23	156	21	156
	利用者数	1	1	1	1	1

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問生活介護事業	利用回数	24	24	24
	利用者数	1	1	1

【計画値と実績からの分析】

○平成30年度から令和元年度ともに、利用者数は見込み通りですが、利用回数は見込みを下回っています。令和3年度以降も、利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

○広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

4 障がいのある子どもへの支援

(1) 障害児通所支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもや保育所等のスタッフに、障害児支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	上記4つのサービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリング ^{※1} を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

^{※1} 支援利用計画にそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
児童発達支援	利用日数	169	213	178	196	187
	利用者数	53	64	55	62	58
放課後等デイサービス	利用日数	189	646	206	726	223
	利用者数	55	59	60	67	65
保育所等訪問支援	利用日数	14	0	18	3	22
	利用者数	7	0	9	3	11
医療型児童発達支援	利用日数	5	0	5	0	5
	利用者数	1	0	1	0	1
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	5	0	5	0	5
	利用者数	1	0	1	0	1

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	190	190	190
	利用者数	60	60	60
放課後等デイサービス	利用日数	748	770	792
	利用者数	68	70	72
保育所等訪問支援	利用日数	3	3	3
	利用者数	3	3	3
医療型児童発達支援	利用日数	5	5	5
	利用者数	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	5	5	5
	利用日数	1	1	1

【計画値と実績からの分析】

- 児童発達支援は、平成30年度、令和元年度とも見込みは上回っていますが、平成30年度から令和元年度にかけて減少しています。令和3年度から5年度については、利用者数・利用日数ともに維持を見込んでいます。
- 放課後等デイサービスは、平成30年度、令和元年度とも見込みを大きく上回っており、増加傾向で推移しています。令和3年度以降も増加を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、令和元年度のみ3名の利用がありました。令和3年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度、令和元年度とも利用者はありませんでした。令和3年度以降は1人の利用を見込んでいます。

【確保方策】

- 支援が必要な子どもが、身近な地域で適切な療育が受けられる場の確保に努めます。また、子育て担当部局と連携し、障がいのある子どもの家庭をサポートします。
- 子育て発達支援センターの専門職による保育所・乳幼児健診等への巡回訪問を通じて、障害の早期発見・早期療育に努め、保育士や保護者等への指導助言を行うことにより、一人ひとりの成長段階に応じた適切な支援プログラムを実現します。
- 放課後等デイサービスにおいては、利用状況の伸びが見込まれることから、新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、障害特性や成長段階に応じて支援できるスタッフの養成に努めます。

(2) 障害児相談支援等

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援のサービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	府で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。

【第5期障害福祉計画達成状況】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		見込	実績	見込	実績	見込
障害児相談支援	利用者数	9	17	10	16	10
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	1	1	1	2	2

※障害児相談支援の利用者数：毎年度12ヶ月の実利用者数（人／月）

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	16	16	16
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	2	2	2

【計画値と実績からの分析】

- 障害児相談支援は、平成30年度、令和元年度とも見込みを上回っています。令和3年度以降も、利用者の維持を見込んでいます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、2名となっています。

【確保方策】

- 障害児相談支援においては、周辺市町と連携し、障害児相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、成長段階に応じた個別支援計画の作成に努めます。

（3）発達障がいへの支援【新規】

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。

ペアレントプログラム	保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。
ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して相談を受けたり、情報提供を行うための支援を行います。
ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

【見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	1

【確保方策】

○保護者や養育者等が、子どもの発達障害について理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、プログラム等の支援体制の整備を行います。

(4) 子ども・子育て支援等

保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れについては、希望に沿った利用が**できる**ようニーズに応じて体制の整備に努めます。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	ニーズに応じた受け入れ体制の整備に努める。		
認定こども園			
放課後児童健全育成事業			

第4章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・地域等との協働の推進

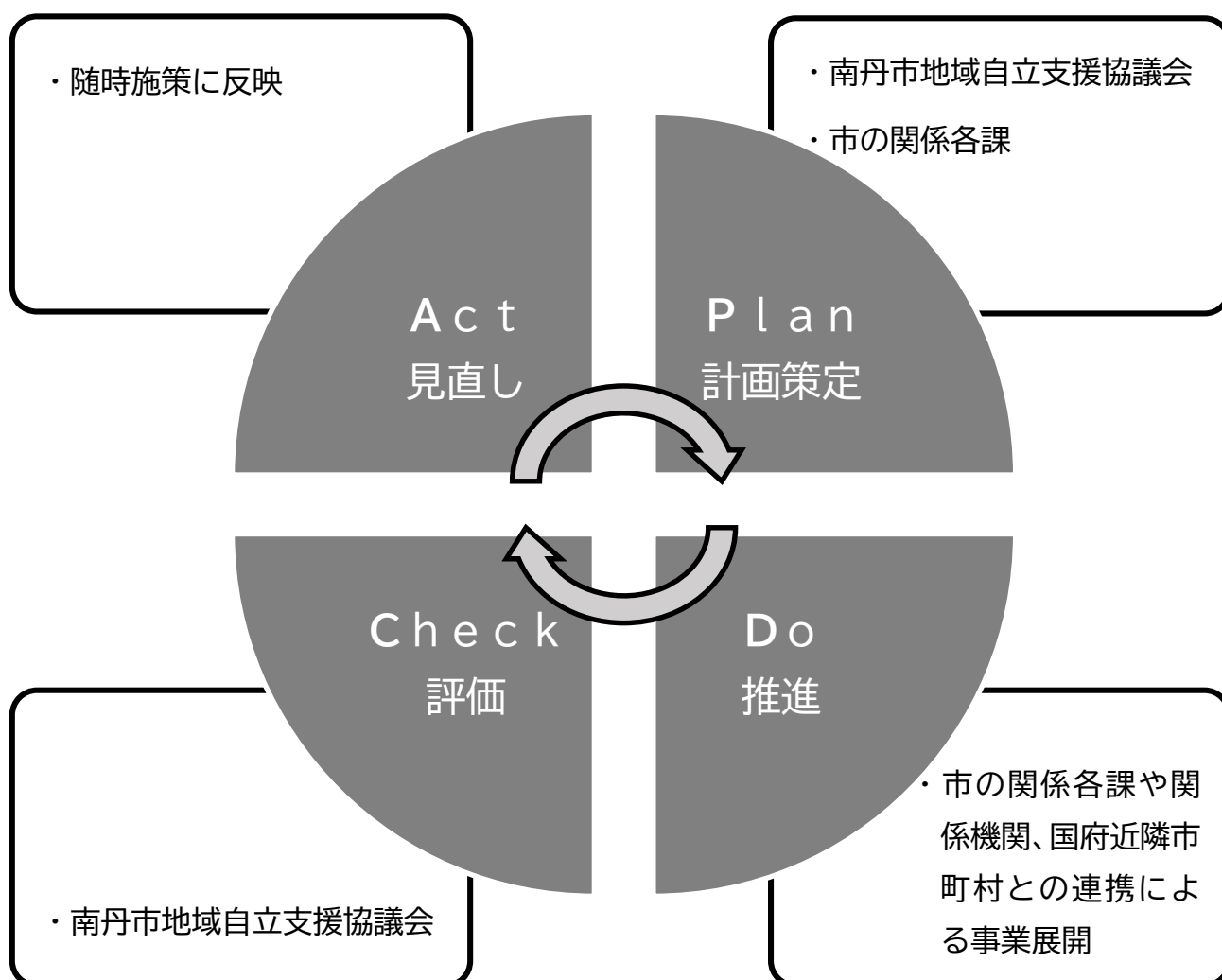
障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2 障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

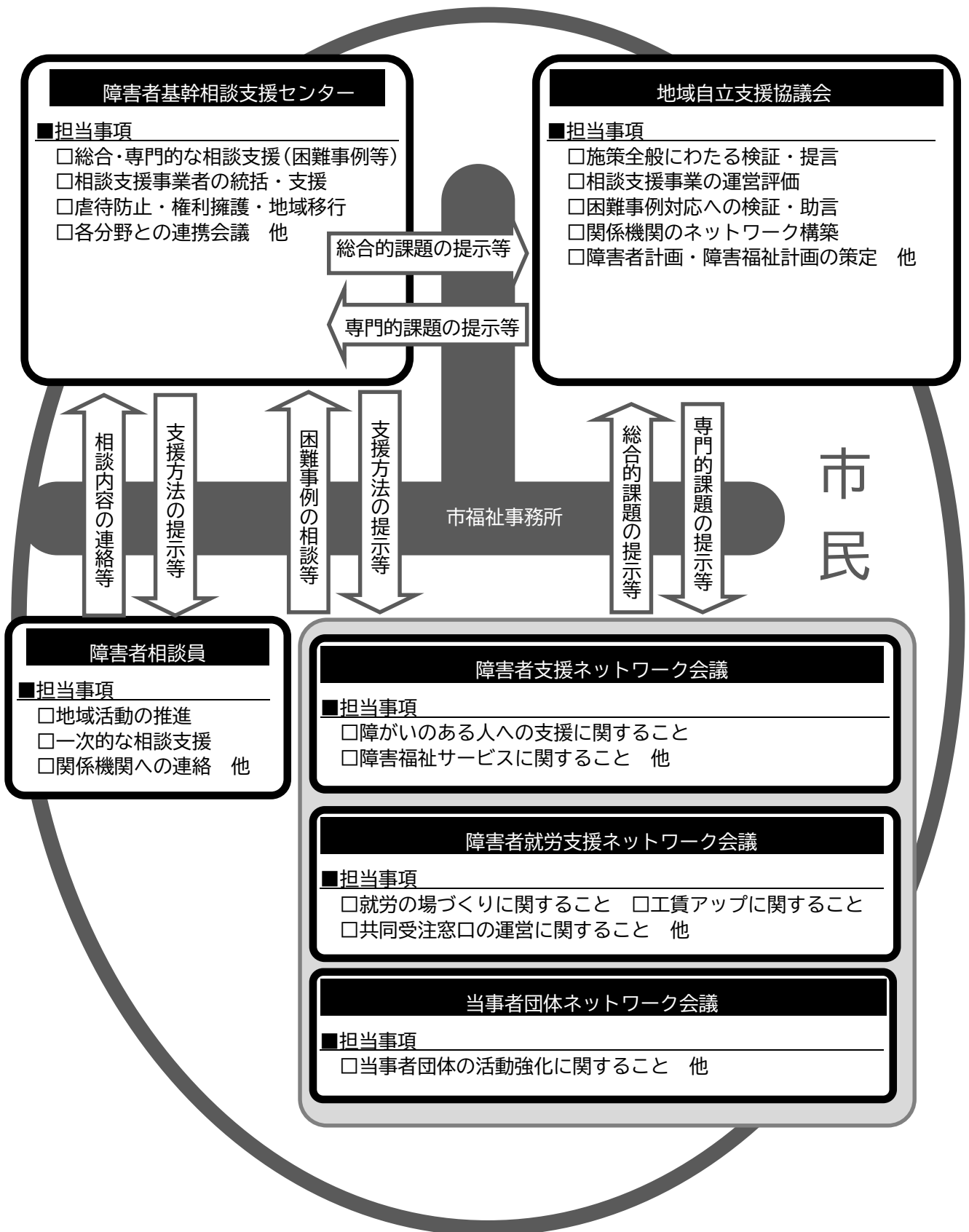
障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図ります。

3 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、南丹市地域自立支援協議会等に定期的に意見を聴きながら、適切な進捗管理を行っていきます。



障害者施策に関する連携体制フロー図



資料編

1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属役職	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事	
副会長	中井正男	南丹市身体障害者福祉会副会長	
委員	田中智子	佛教大学社会福祉学部准教授	
委員	原田朱美	南丹市民生児童委員協議会幹事	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	
委員	小林義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	
委員	坂井孝雄	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	
委員	塩貝真人	特定非営利活動法人はぴねすサポートセンター支援員	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	
委員	長山 綾	ふない聴覚言語障害センター長	
委員	田中幹也	京都西陣公共職業安定所園部出張所統括職業指導官	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長 (南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹センター長)	
委員	後藤昌則	京都府立丹波支援学校長	
委員	山内晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	
委員	光井 貢	京都府南丹保健所福祉課主幹兼係長	
委員	内田和彦	花ノ木医療福祉センター地域支援部地域支援課長	
委員	山崎公暁	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	
合計	18名		

2 計画策定経過

日 程	行 程	内 容
令和2年 8月4日	計画策定に関する諮問	■市長から地域自立支援協議会長に諮問
令和2年 8月4日	第1回 地域自立支援 協議会	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 □策定の概要及びスケジュール □障がいのある方の福祉に関するアンケート調査票 □事業者等に対するアンケート調査票
令和2年 9月～10月	障がいのある方の福祉 に関するアンケート調 査	■配布数：1,000通 ■回収数：588通 ■回収率：58.8%
令和2年 9月～10月	関係団体等アンケート 調査	■配布数：50通 ■回収数：25通 ■回収率：50.0%
令和2年 12月24日	第2回 地域自立支援 協議会	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 □障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果報告 □計画（素案）について □計画の意見募集について □今後のスケジュールについて
令和3年 1月18日 ～2月8日	パブリックコメント募 集	■意見提出者数：3名 ※地域自立支援協議会委員含む。
令和3年 3月12日	第3回 地域自立支援 協議会	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 □計画（最終案）について
令和3年 3月●日	計画策定に関する答申	■地域自立支援協議会長から市長に答申
令和3年 3月31日	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定	

南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行 南丹市 福祉保健部 社会福祉課

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>